

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月7日現在

機関番号: 32649 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2010~2012 課題番号:22730261

研究課題名(和文) 信用保証制度の制度設計に関する研究

研究課題名(英文) Analysis of government loan guaranteed program

研究代表者

安田 行宏 (YASUDA YUKIHIRO) 東京経済大学・経営学部・准教授

研究者番号:10349524

研究成果の概要(和文):日本の公的な信用保証制度の在り方について研究を行った。保証のつかない貸出や銀行のリスクテイクに与える影響について理論的・実証的に分析を行った。この分析により、信用保証制度は銀行のリスクを高めることが理論的・実証的に明らかとなった。さらに、リーマン・ショックを受けて導入された緊急保証制度の効果についても実証的に検証を行った。この分析により、企業の資金繰りに対して同制度は貢献したことを実証的に明らかにした。一方で、銀行と企業の緊密な関係は、同制度の効果を相殺することも明らかにした。

研究成果の概要(英文): We analyzed theoretically and empirically the effects of Japanese government loan guarantees on banks' non-guaranteed lending and risk-taking. Both theory and evidence further suggested that increasing loan guarantees gave banks incentives to take more risk. We also examine the effectiveness of Japan's Emergency Credit Guarantee (ECG) program set up during the financial turmoil following the failure of Lehman Brothers. We find that the ECG program significantly improved credit availability for firms using the program. However, when it is a relationship lender (main bank) that extends an ECG loan, the increased availability is partially, if not completely, offset by a decrease in non-ECG loans by the same bank.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	1,000,000	300, 000	1, 300, 000
2011年度	600,000	180, 000	780, 000
2012年度	500,000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経済学、財政学・金融論

キーワード:信用保証制度、リスクテイク、預金保険制度、自己資本比率規制、免許価値

1. 研究開始当初の背景

日本における信用保証制度についての研究蓄積が不十分との認識から研究を着手した。中小企業金融は大企業のそれとは異なり固有の特徴と問題を有している。実際、学術

的にはリレーションシップバンキングという概念の下で、特に海外では膨大な研究が蓄積されている。こうした研究は、日本国内においても中小企業のデータの整備によって近年急速に蓄積され始めており、日本固有の

中小企業金融の特徴や問題点が明らかになりつつある。しかし、中小企業金融に対する政策の分析となると、その現状は大きく異なる状況に置かれている。その中でも、(公的)信用保証制度に関しては、日本における本格研究は、筆者の知る限り1ケタに留まり、理論分析については皆無に近い。世界的にみても、実証・理論分析ともに不足している状況にある。

実際、平時においてはあまり注目されるこ とのない信用保証制度であるが、今回の金融 危機などで問題が表面化する度ごとに実は 大きな期待を寄せられる制度であることに 注意する必要がある。例えば、2008年に始ま る世界同時不況を受けて、日本では100%保証 の緊急保証制度が導入された。さらに、融資 を4割保証する新たな制度を導入すること も現在議論されている。世界に目を転じてみ ると、これまで制度的規模の小さい米国でさ えも、中小企業への貸し渋り対策として、中 小企業庁(SBA)の保証付き融資の上限の引 き上げが既に決定しており、信用保証制度に 対しての重要性はこれまでになく高まって いるといえる。実務的には重要性が今までに ないほどの高まりを見せているにも関わら ず、その研究蓄積が十分でないことを鑑み、 本研究では、信用保証制度の理論・実証分析 を精力的に行いたいと考えるに至った。

2. 研究の目的

信用保証制度の抱える構造的な問題点を理論的・実証的に明らかにすることである。具体的には、信用保証制度が銀行行動に与える影響の分析や、部分保証と100%保証の比較分析などである。これらの分析を通じて、信用保証制度に関して具体的インプリケーションを導くことを最終目的である。

信用保証制度に関する分析は、大きく分けて、信用保証制度を利用する企業の銀行の行動に焦点を当てて分析、影響のと、信用保証制度自体の効果、影らと思われる。本研究でも、こうしたであると思われる。本研究でも、こうにアプローチし、実証分析のアプローチし、実態調査』の債務では、主に『金融環境銀行の保証債務行うによいる。

まず、第1に、信用保証制度を利用する企業の決定要因とその財務的な特徴について実証的に分析する。これにより、どういった特徴を有する企業が信用保証を実際に利用しているのかが判明する。このことは、狙い通りの政策効果が期待されるのか否かを評価する上での

重要な情報源となる。例えば、財務的に 脆弱な企業の支援が目的の場合に、相対 的に規模の大きな健全な企業が信用保 証を積極利用しているとなれば、その効 果は限定的なものになることが分かる。 以上から、信用保証を利用する企業の特 徴を明らかにすることは、従来の信用保 証制度の評価を行う上で極めて重要な 分析であると思われる。

第2に、銀行行動に関して銀行の財務内容 (BIS比率との関係、保有有価証券の含み損と の関係、不良債権比率との関係など)、ある いは企業とのリレーションシップの相違が、 保証貸出の利用、あるいは保証貸出契約の内 容(金額、金利、満期、担保の有無など)に 対してどのよう影響を与えるのかについて 証的に分析することである。これらの分析り 証的に分析することである。これらの分析のリスクテイク、貸出行動に関する理論分析に反 映させ、より一般的に銀行行動を説明できる 理論分析へ拡張を図る。

そして第3に、信用保証制度自体の分析と して、まず制度設計の論点の柱の一つである 部分保証と100%保証の違いが、銀行・企業に 対してどのような影響を与えるのかを明らか にすることを念頭に実証分析を行う。具体的 には、2007年10月から導入された責任共有制 度の導入前と導入後の企業のデータに基づき 、最新の研究手法を用いて分析を行う。また 、同じ企業を対象に、2008年10月から導入さ れた100%保証の緊急保証制度によって、保証 利用企業の資金のアベイラビリティーが改善 したのかどうかについても検証を行う。これ により、信用保証制度の制度設計の重要な論 点である部分保証と100%の違いがどのよう な影響をもたらすのかが日本のデータを用い て明らかになることが期待される。

そして、最日本の信用保証制度の規模の大 きさと100%保証など日本に固有な、しかし世 界的に関心の高いテーマに焦点を当てた分析 を行う。周知のように、世界的にみて日本の 信用保証制度のプレゼンスは圧倒的な規模で あるとともに、責任共有制度が導入される前 までは100%保証、固定保証料率という日本固 有の特徴を持っていた。これらがどういった 影響をもたらすのか自体が実は重要な意味を 持つ。具体的には、保証貸出とプロパー貸出 の関係の視点から、保証貸出のシェアが大き いことで、プロパー貸出の金利決定に対して どのような影響をもたらしているのかについ て理論・実証的に分析を行う。この分析は、 日本の貸出金利全般が(他国、あるいは企業 のリスク水準からして)低い要因の一つとし て、公的な信用保証制度がどのように作用・ 関連しているかを明らかにすることを狙いと している。

本研究の学術的な特色としては、まず第1

に、何よりも世界的に研究蓄積が不足している中小企業金融政策の柱の一つである信用保証制度について実証的、理論的に分析を行うことである。第2に、本研究で用いるデータは、世界的に見ても稀な貸出契約内容まで及ぶ詳細なものであり、日本固有の特徴をものように、これである。そしかし世界のに取りにある点である。そしかし世界のように、前とは、日本に固有ないのようにである。第3に、前とである。第3に、前に関の大きな信用保証制度の実証分析、規模の大きな信用保証制度の実証分析、100%保証の実証分析などは、日本でしか検証できない、しかし世界的にも関心のある共通デーマである。

3. 研究の方法

理論的、実証的に検証を行う。近年(2008 年以降の出版済み研究、ならびにワーキング ペーパー)の最新研究のレビューを行う。特 に、信用保証制度の理論分析については数本 出始めており、これらについては詳細に検討 を行う。一方で、前述の実証課題については、 より具体的な研究仮説の構築を行う。その上 で、必要なデータ収集とデータ整理を行う。 具体的には、銀行財務データ、信用金庫デー タ、都道府県レベルでの信用保証関連のデー タの収集を行う (銀行・信用金庫の財務デー タについてはデータベースから収集。保証債 務残高が入手できる信用金庫については、 2002年度以前のデータについて『信用保険』 より手入力で収集、都道府県レベルのデータ については同じく『信用保険』よる手入力で 収集)。『企業資金調達環境実態調査』のデー タについては、検証仮説に応じて必要なデー タの取捨選択と編集作業を中心に行う。そし てデータの基本特性把握するために記述統 計を中心にまとめて簡単な分析を行う。

4. 研究成果

英語論文として公表することを通じて日本内外に日本の信用保証制度の現状とその 課題について情報発信を行った。

具体的成果の一つは以下の通りである。 1990年代の日本の信用保証制度、中でも特別 保証を念頭に銀行のリスクテイクへの影響 について理論的、実証的分析を行った。これ まで少なからず信用保証制度についての経 済分析が行われてきが、理論的な考察はほと んどなく、実証分析の結果についてもコンセ ンサスが得られるまでに至っていない状況 である。それゆえに、昨今の「緊急保証制度」 についても、これまでの経験を十分に踏まえ た上で満を持して導入されたというよりは、 むしろ、喫緊の危機的状況に追われて導入し た感は否めない。そこで、本稿では基本に立ち返って信用保証制度に期待される役割やあり方を念頭におきながら、簡単な理論分析に基づいて実証的に信用保証制度が銀行行動に与える影響を検証した。

本稿の分析から、信用保証の利用比率が高まるほど、銀行のリスクテイクを促すこと、自己資本比率が高いほど、逆に銀行のリスクテイク抑制効果を持つこと、そして、免許価値が高いほど銀行のリスク水準は低いことが理論的・実証的に確認された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

Ono Arito, Iichiro Uesugi, and <u>Yukihiro Yasuda</u>, "Are lending relationships beneficial or harmful for public credit guarantees? Evidence from Japan's emergency credit guarantee program" Journal of Financial Stability, 査読あり、2013 年、近刊。

Anna Chernobai, and <u>Yukihiro Yasuda</u>, "Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law" Journal of Banking and Finance 37(5), pp. 1524-1542, 査読あり、2013年。

〔学会発表〕(計4件)

Yukihiro Yasuda,

"Government Guarantees of Small Business Loans: Effects on Risk-Taking and Non-Guaranteed Lending at Japanese Banks", The 25th Australasian Finance and Banking Conference (AFBC) Sydney, Australia, 2012 年 12 月 17 日

Yukihiro Yasuda,

"Government Guarantees of Small Business Loans: Effects on Risk-Taking and Non-Guaranteed Lending at Japanese Banks", 4th International Finance and Banking Society (IFABS) Valencia, Spain, 2012年6月19日

Yukihiro Yasuda,

"Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law", The 7th International Conference on Asian Financial Markets, Nagasaki, Japan, 2011 年 12 月 10 日

Yukihiro Yasuda,

"Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law", 3rd International Finance and Baking Society(IFABS), Rome, Italy, 2011年7月2日

6. 研究組織

(1)研究代表者

安田 行宏 (YASUDA YUKIHIRO) 東京経済大学・経営学部・准教授 研究者番号:10349524